

令和4年10月7日
学校職員課

「世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則」第2条の2による教育長の臨時代理について

1 主旨

令和4年10月からの育児休業制度の改正及び令和5年度からの定年引上げに伴い、9月30日に開催された区議会第3回定例会にて、関連する条例が議決された。

議決された条例のうち、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」が10月1日に施行されるのに合わせて、関連する規則の改正を議決後速やかに行う必要があり、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第2条の2第1項の規定に基づく教育長の臨時代理により、9月30日に決定したことを報告する。

2 一部改正した規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

3 改正内容

規則名	改正内容	施行年月日
「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」 別紙1-1 別紙1-2	出産支援休暇の取得可能期間を「出産の日後8週間を経過する日まで」から「出産の日以後1年を経過する日まで」とする改正。(第23条)	令和4年 10月1日
	定年引上げのための地方公務員法の改正に伴い、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」とする等の改正。 (第2条、第12条、第14条の6、第17条の2、第23条、第29条の2、第29条の3、第32条の2)	令和5年 4月1日
「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則」並びに「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則」 別紙2-1 別紙2-2 別紙3-1 別紙3-2	期末手当及び勤勉手当の支給期間における欠勤等日数の算定に当たり、育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生後8週間以内に含まれる育児休業と、それ以外の育児休業について、それぞれ1月以下である場合には、当該期間を欠勤等の期間から除くものとする改正。(第5条)	令和4年 10月1日
	定年引上げのための地方公務員法の改正に伴い、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」とする等の改正及び「高齢者部分休業」の期間を欠勤等の期間に追加するとともに、同休業により1日の正規の勤務時間の一部を勤務しない場合の欠勤等日数の算定の取扱いを定める改正。(第2条、第3条、第4条、第5条、第6条)	令和5年 4月1日

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項」に、「職員（以下「再任用短時間勤務職員」を「もの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条第2項及び第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条の6の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により再任用職員となった職員をいう。以下同じ。）及び再任用短時間勤務職員（以下「再任用職員等」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項後段を削り、同条第3項中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「職員の」を「定年前再任用短時間勤務職員の」に改め、「再任用職員にあつては別表第1に、再任用短時間勤務職員にあつては」を削り、同条第6項中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の2第3項及び第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第2項中「後8週間」を「以後1年」に改め、同条第4項及び第6項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条の2第3項及び第5項並びに第29条の3第3項及び第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第32条の2（見出しを含む。）中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条後段を削る。

別表第1中「第13条、第14条の6関係」を「第13条関係」に改める。

別表第2備考中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第23条第2項の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用常時勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の規則の規定を適用する。この場合において、改正後の規則第14条の6第2項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年9月世田谷区条例第28号）附則第5条第6項の規定による任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも、同様とする」と、改正後の規則第14条の6第4項中「別表第2の2」とあるのは「別表第1」と、改正後の規則第32条の2中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員（令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。この場合において、改正後の規則第14条の6第2項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年9月世田谷区条例第28号）附則第5条第6項の規定による任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも、同様とする」と、改正後の規則第32条の2中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(正規の勤務時間)</p> <p>第 2 条 条例第 3 条に規定する 1 週間とは、日曜日から土曜日までの 7 日間をいう。</p> <p>2 条例第 3 条第 4 項に規定する職員の正規の勤務時間は、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分 (地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。) 第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務 (以下「育児短時間勤務」という。) の承認を受けた職員 (育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。) にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) <u>第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員であつて、同法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) にあつては条例第 3 条第 3 項に基づき定める時間</u>) とする。</p> <p>(年次有給休暇の単位)</p> <p>第 12 条 年次有給休暇は、1 日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1 時間を単位として与えることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> の年次有給休暇は、1 時間を単位として与える。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、年次有給休暇の請求があつた場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として与えることができる。</p> <p>3 1 時間を単位として与えられた年次有給休暇 (勤務日ごとの正規</p>	<p>(正規の勤務時間)</p> <p>第 2 条 例第 3 条に規定する 1 週間とは、日曜日から土曜日までの 7 日間をいう。</p> <p>2 条例第 3 条第 4 項に規定する職員の正規の勤務時間は、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分 (地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。) 第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務 (以下「育児短時間勤務」という。) の承認を受けた職員 (育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。) にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) <u>第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項</u> に規定する短時間勤務の職を占める <u>職員 (以下「再任用短時間勤務職員」という。) にあつては条例第 3 条第 3 項に基づき定める時間</u>) とする。</p> <p>(年次有給休暇の単位)</p> <p>第 12 条 年次有給休暇は、1 日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1 時間を単位として与えることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び <u>再任用短時間勤務職員</u> の年次有給休暇は、1 時間を単位として与える。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、年次有給休暇の請求があつた場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として与えることができる。</p> <p>3 1 時間を単位として与えられた年次有給休暇 (勤務日ごとの正規</p>

改正後	改正前
<p>の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては、前項ただし書に規定する時間数を単位として与えられた年次有給休暇を含む。)を日に換算する場合は、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間))をもって1日とする。</p>	<p>の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあっては、前項ただし書に規定する時間数を単位として与えられた年次有給休暇を含む。)を日に換算する場合は、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間))をもって1日とする。</p>
<p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に関する年次有給休暇の特例)</p>	<p>(<u>再任用職員等</u>に関する年次有給休暇の特例)</p>
<p>第14条の6 条例第15条第1項で規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の年次有給休暇の日数は、別表第2の2に定める日数のうち4月に職員となった場合に相当する日数とする。</p>	<p>第14条の6 条例第15条第1項で規定する<u>再任用短時間勤務職員</u>の年次有給休暇の日数は、別表第2の2に定める日数のうち4月に職員となった場合に相当する日数とする。</p>
<p>2 退職後引き続き(退職後教育委員会が定める相当の期間(以下「相当の期間」という。))を経過していない場合を含む。以下同じ。)採用された<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の当該採用された年度における年次有給休暇については、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続しているものとみなして取り扱う。</p>	<p>2 退職後引き続き(退職後教育委員会が定める相当の期間(以下「相当の期間」という。))を経過していない場合を含む。以下同じ。)採用された<u>再任用職員(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により再任用職員となった職員をいう。以下同じ。))及び再任用短時間勤務職員(以下「再任用職員等」という。))</u>の当該採用された年度における年次有給休暇については、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続しているものとみなして取り扱う。<u>職員の再任用に関する条例(平成13年3月世田谷区条例第7号)第3条の規定による任期の更新(以下「任期の更新」という。))をしたときも、同様とする。</u></p>
<p>3 相当の期間を経過した後、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>となった職員の年次有給休暇については、新たに職員となった者として取り扱う。</p>	<p>3 相当の期間を経過した後、<u>再任用職員等</u>となった職員の年次有給休暇については、新たに職員となった者として取り扱う。</p>
<p>4 相当の期間を経過した後、年度の中途において採用された<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のその年度の年次有給休暇の日数は、別表第2の2に定める日数とする。</p>	<p>4 相当の期間を経過した後、年度の中途において採用された<u>職員の</u>その年度の年次有給休暇の日数は、<u>再任用職員にあっては別表第1に、再任用短時間勤務職員にあっては別表第2の2に定める日数とする。</u></p>

改正後	改正前
<p>5 省略</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇に関し必要な事項は、教育委員会が定める。 (不妊治療のための休暇)</p>	<p>5 省略</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、再任用職員等の年次有給休暇に関し必要な事項は、教育委員会が定める。 (不妊治療のための休暇)</p>
<p>第17条の2 不妊治療のための休暇は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。</p>	<p>第17条の2 不妊治療のための休暇は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。</p>
<p>2 省略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の不妊治療のための休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、不妊治療のための休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。</p>	<p>2 省略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の不妊治療のための休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、不妊治療のための休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。</p>
<p>4 省略</p> <p>5 1時間を単位として承認した不妊治療のための休暇(勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、第3項ただし書に規定する時間数を単位として承認した不妊治療のための休暇を含む。)を日に換算する場合は、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間))をもって1日とする。</p>	<p>4 省略</p> <p>5 1時間を単位として承認した不妊治療のための休暇(勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、第3項ただし書に規定する時間数を単位として承認した不妊治療のための休暇を含む。)を日に換算する場合は、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間))をもって1日とする。</p>
<p>6 省略 (出産支援休暇)</p> <p>第23条 出産支援休暇は、職員がその配偶者又は当該職員と性別が同一である者であつて、当該職員との関係が婚姻関係と同様の事情にあると任命権者が認めるもの(以下「同性パートナー」という。)(以下「配偶者等」という。)の出産に当たり、子の養育その他家</p>	<p>6 省略 (出産支援休暇)</p> <p>第23条 出産支援休暇は、職員がその配偶者又は当該職員と性別が同一である者であつて、当該職員との関係が婚姻関係と同様の事情にあると任命権者が認めるもの(以下「同性パートナー」という。)(以下「配偶者等」という。)の出産に当たり、子の養育その他家</p>

改正後	改正前
<p>事等を行うための休暇とする。</p>	<p>事等を行うための休暇とする。</p>
<p>2 出産支援休暇は、職員の配偶者等の出産の直前から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において承認する。ただし、職員に当該職員又はその配偶者等と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者等の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において承認する。</p>	<p>2 出産支援休暇は、職員の配偶者等の出産の直前から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において承認する。ただし、職員に当該職員又はその配偶者等と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者等の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において承認する。</p>
<p>3 省略</p>	<p>3 省略</p>
<p>4 前項ただし書の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の出産支援休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、出産支援休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。</p>	<p>4 前項ただし書の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の出産支援休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、出産支援休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。</p>
<p>5 省略</p>	<p>5 省略</p>
<p>6 1時間を単位として承認した出産支援休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、第4項ただし書に規定する時間数を単位として承認した出産支援休暇を含む。）を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））をもって1日とする。</p>	<p>6 1時間を単位として承認した出産支援休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、第4項ただし書に規定する時間数を単位として承認した出産支援休暇を含む。）を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））をもって1日とする。</p>
<p>7 省略 （子の看護休暇）</p>	<p>7 省略 （子の看護休暇）</p>
<p>第29条の2 子の看護休暇は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者等の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、当該子（次項において「養育する子」という。）</p>	<p>第29条の2 子の看護休暇は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者等の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、当該子（次項において「養育する子」という。）</p>

改正後	改正前
<p>の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要な当該子の世話を行うことをいう。第4項において同じ。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p>	<p>の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要な当該子の世話を行うことをいう。第4項において同じ。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>
<p>3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の子の看護休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、子の看護休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。</p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>の子の看護休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、子の看護休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。</p>
<p>4 省略</p>	<p>4 省略</p>
<p>5 1時間を単位として承認した子の看護休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、第3項ただし書に規定する時間数を単位として承認した子の看護休暇を含む。）を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））をもって1日とする。</p>	<p>5 1時間を単位として承認した子の看護休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、第3項ただし書に規定する時間数を単位として承認した子の看護休暇を含む。）を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））をもって1日とする。</p>
<p>6 省略 （短期の介護休暇）</p>	<p>6 省略 （短期の介護休暇）</p>
<p>第29条の3 短期の介護休暇は、要介護者の介護その他の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p>	<p>第29条の3 短期の介護休暇は、要介護者の介護その他の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>
<p>3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u></p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>の短</p>

改正後	改正前
<p><u>員</u>の短期の介護休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、短期の介護休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。</p>	<p>期の介護休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、短期の介護休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。</p>
<p>4 省略</p>	<p>4 省略</p>
<p>5 1時間を単位として承認した短期の介護休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、第3項ただし書に規定する時間数を単位として承認した短期の介護休暇を含む。）を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））をもって1日とする。</p>	<p>5 1時間を単位として承認した短期の介護休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、第3項ただし書に規定する時間数を単位として承認した短期の介護休暇を含む。）を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））をもって1日とする。</p>
<p>6・7 省略</p>	<p>6・7 省略</p>
<p>（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に関する特別休暇等の特例）</p>	<p>（<u>再任用職員等</u>に関する特別休暇等の特例）</p>
<p>第32条の2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、第16条、第17条の2から第20条まで、第23条から第28条まで及び第29条の2から第30条の2までに規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。</p>	<p>第32条の2 <u>再任用職員等</u>が、第16条、第17条の2から第20条まで、第23条から第28条まで及び第29条の2から第30条の2までに規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。<u>任期の更新をしたときも、同様とする。</u></p>
<p><u>附 則（令和 年 月 日世教委規則第 号）</u> （<u>施行期日</u>）</p>	
<p><u>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第23条第2項の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。</u> （<u>経過措置</u>）</p>	
<p><u>2 暫定再任用常時勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条</u></p>	

改正後	改正前																																																				
<p>第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、改正後の規則の規定を適用する。この場合において、改正後の規則第14条の6第2項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年9月世田谷区条例第28号)附則第5条第6項の規定による任期の更新(以下「任期の更新」という。)をしたときも、同様とする」と、改正後の規則第14条の6第4項中「別表第2の2」とあるのは「別表第1」と、改正後の規則第32条の2中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。</p> <p>3 暫定再任用短時間勤務職員(令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。この場合において、改正後の規則第14条の6第2項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年9月世田谷区条例第28号)附則第5条第6項の規定による任期の更新(以下「任期の更新」という。)をしたときも、同様とする」と、改正後の規則第32条の2中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。</p> <p>別表第1(第13条関係)</p> <table border="1" data-bbox="170 1219 1066 1442"> <tr> <td>職員 とな った 月</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>20日</td> <td>18日</td> <td>17日</td> <td>15日</td> <td>13日</td> <td>12日</td> <td>10日</td> <td>8日</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> </tr> </table>	職員 とな った 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日	<p>別表第1(第13条、第14条の6関係)</p> <table border="1" data-bbox="1171 1219 2067 1442"> <tr> <td>職員 とな った 月</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>20日</td> <td>18日</td> <td>17日</td> <td>15日</td> <td>13日</td> <td>12日</td> <td>10日</td> <td>8日</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> </tr> </table>	職員 とな った 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日
職員 とな った 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																									
日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日																																									
職員 とな った 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																									
日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日																																									

改正後			改正前		
別表第2（第13条、第14条、第14条の6関係）			別表第2（第13条、第14条、第14条の6関係）		
異動前の年次有給休暇の付与期間	その年度等の付与日数	翌年度への繰越日数	異動前の年次有給休暇の付与期間	その年度等の付与日数	翌年度への繰越日数
会計年度	異動がなかったものとした場合に旧条例等によりその年度の異動の日以後に使用することができる日数に相当する日数	第14条第1項の規定による日数。この場合において、勤務実績の算定の基礎となる期間は、職員（旧条例等の適用を受ける職員をいう。以下この表において同じ。）としての期間とする。	会計年度	異動がなかったものとした場合に旧条例等によりその年度の異動の日以後に使用することができる日数に相当する日数	第14条第1項の規定による日数。この場合において、勤務実績の算定の基礎となる期間は、職員（旧条例等の適用を受ける職員をいう。以下この表において同じ。）としての期間とする。
暦年	25日に、異動の日の属する暦年の前暦年の12月31日において旧条例等の規定によりその暦年に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数に相当する日数を加えた日数から、仮定年（異動の日の属する暦年の1月1日から翌暦年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）における異動日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を差し引いた日数。ただし、異動日の	第14条第1項の規定による日数。この場合において、次の各号に掲げる職員の勤務実績の算定の基礎となる期間は、当該各号に定めるところによる。 1 仮定年の前暦年に職員となった者 職員となった日から同暦年の12月31日まで 2 仮定年に職員となった者 職員となっ	暦年	25日に、異動の日の属する暦年の前暦年の12月31日において旧条例等の規定によりその暦年に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数に相当する日数を加えた日数から、仮定年（異動の日の属する暦年の1月1日から翌暦年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）における異動日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を差し引いた日数。ただし、異動日の	第14条第1項の規定による日数。この場合において、次の各号に掲げる職員の勤務実績の算定の基礎となる期間は、当該各号に定めるところによる。 1 仮定年の前暦年に職員となった者 職員となった日から同暦年の12月31日まで 2 仮定年に職員となった者 職員となっ

改正後		改正前			
	<p>属する仮定年の前々暦年の勤務実績が8割に満たない職員については、25日から仮定年における異動日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を差し引いた日数とする。この場合において、次の各号に掲げる者の勤務実績の算定の基礎となる期間は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該各号の定めるところによる。</p> <p>1 仮定年の前々暦年又は前暦年に職員となった者 職員となった日から同暦年の12月31日まで</p> <p>2 仮定年に職員となった者 職員となった日から同仮定年の12月31日まで</p>	<p>た日から同仮定年の12月31日まで</p> <p>3 仮定年に異動した者 異動日の属する仮定年</p>		<p>属する仮定年の前々暦年の勤務実績が8割に満たない職員については、25日から仮定年における異動日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を差し引いた日数とする。この場合において、次の各号に掲げる者の勤務実績の算定の基礎となる期間は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該各号の定めるところによる。</p> <p>1 仮定年の前々暦年又は前暦年に職員となった者 職員となった日から同暦年の12月31日まで</p> <p>2 仮定年に職員となった者 職員となった日から同仮定年の12月31日まで</p>	<p>た日から同仮定年の12月31日まで</p> <p>3 仮定年に異動した者 異動日の属する仮定年</p>
<p>備考 定年前再任用短時間勤務職員にこの表を準用する場合においては、暦年の項中「25日」とあるのは、「その者が4月に採用された場合に付与される日数とその者が1月に採用された場合に付与される日数を合算した日数」と読み替えるものとする。</p>		<p>備考 再任用職員等にこの表を準用する場合においては、暦年の項中「25日」とあるのは、「その者が4月に採用された場合に付与される日数とその者が1月に採用された場合に付与される日数を合算した日数」と読み替えるものとする。</p>			

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「より育児休業」を「よる育児休業（以下「育児休業」という。）」に改め、同項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員（以下「自己啓発等休業中の職員」という。）

第2条第2項第1号中「前項第2号から第12号まで」を「前項第2号から第13号まで」に改める。

第3条第7号を次のように改める。

自己啓発等休業中の職員として在職した期間

第5条第1項各号列記以外の部分中「第10号」の次に「及び第11号」を加え、同項第6号を次のように改める。

育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間

ア その育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第20号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

イ その育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

第5条第1項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、同項第10号中「の規定により」を「に規定する」に改め、同号の次に次の1号を加える。

法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をしている職員として在職した期間

第5条第4項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、法第22条の4第1項」に、「職員」を「もの」に改め、同条第5項中「又は育児休業法」を「、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間又は育児休業

法」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第6号の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）（以下「新法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、この規則による改正後の第5条第4項の規定を適用する。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(支給対象外職員)</p> <p>第2条 条例第27条第1項前段の教育委員会規則で定める職員(条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。)は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定に<u>よる</u>育児休業(以下「<u>育児休業</u>」という。)をしている職員(以下「<u>育児休業中の職員</u>」という。)のうち、基準日が3月1日又は6月1日である場合にあっては基準日以前3箇月間、基準日が12月1日である場合にあっては基準日以前6箇月間(以下これらの期間を「支給期間」という。)において勤務した期間がある職員以外の職員</p> <p>(8)～(11) 省略</p> <p><u>(12) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員(以下「自己啓発等休業中の職員」という。)</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p>2 条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 退職し、又は死亡した日において前項第2号から<u>第13号</u>までの規定のいずれかに該当した職員</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>(基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間)</p> <p>第3条 前条第1項第7号の勤務した期間は、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p>	<p>(支給対象外職員)</p> <p>第2条 条例第27条第1項前段の教育委員会規則で定める職員(条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。)は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定に<u>より</u>育児休業をしている職員(以下「<u>育児休業中の職員</u>」という。)のうち、基準日が3月1日又は6月1日である場合にあっては基準日以前3箇月間、基準日が12月1日である場合にあっては基準日以前6箇月間(以下これらの期間を「支給期間」という。)において勤務した期間がある職員以外の職員</p> <p>(8)～(11) 省略</p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p>2 条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 退職し、又は死亡した日において前項第2号から<u>第12号</u>までの規定のいずれかに該当した職員</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>(基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間)</p> <p>第3条 前条第1項第7号の勤務した期間は、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p>

改正後	改正前
<p><u>(7) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間</u></p> <p>(8) 省略 (欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、第10号及び第11号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、第10号及び第11号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間</p> <p><u>ア その育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第20号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当</u></p>	<p><u>(7) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員（以下「自己啓発等休業中の職員」という。）として在職した期間</u></p> <p>(8) 省略 (欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、第10号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、第10号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 育児休業中の職員として在職した期間</p>

改正後	改正前
<p><u>該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業イ その育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業</u></p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>(10) 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をしている職員として在職した期間</p> <p><u>(11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をしている職員として在職した期間</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものとして在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。</u></p> <p>5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、<u>法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間</u>又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」</p>	<p>(7)～(9) 省略</p> <p>(10) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業をしている職員として在職した期間</p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。</u></p> <p>5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日</p>

改正後	改正前
<p>という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。</p> <p><u>附 則(令和4年 月 日世教委規則第 号)</u> <u>(施行期日)</u> 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第6号の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u> 2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)(以下「新法」という。)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、この規則による改正後の第5条第4項の規定を適用する。</p>	<p>又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。</p>

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「より育児休業」を「よる育児休業（以下「育児休業」という。）」に改め、同項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員（以下「自己啓発等休業中の職員」という。）

第2条第2項第1号中「前項第2号から第12号まで」を「前項第2号から第13号まで」に改める。

第3条第8号を次のように改める。

自己啓発等休業中の職員として在職した期間

第4条第1項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「もって1日（第10号」の次に「及び第11号」を加え、「第14号」を「第15号」に改め、「（1日（第10号」の次に「及び第11号」を加え、同項第6号を次のように改める。

育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間

- ア その育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第20号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業
- イ その育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

第5条第1項中第17号を第18号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰

り下げ、同項第10号中「の規定により」を「に規定する」に改め、同号の次に次の1号を加える。

法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をしている職員として在職した期間

第5条第4項中「法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「修学部分休業により勤務しない時間」の次に「、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間」を加え、同条第6項中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員に係る算出率」を「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」に改め、同条第7項中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員に係る算出率」を「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」に改める。

第6条第2項中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員に係る算出率」を「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第6号の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用常時勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の規則第4条第1項の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員（令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前

再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第5条第4項、第6項及び第7項並びに第6条第2項の規定を適用する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(支給対象外職員)</p> <p>第2条 条例第30条第1項前段の教育委員会規則で定める職員(同条第5項において準用する条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。)は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定に<u>よる</u>育児休業(以下「<u>育児休業</u>」という。)をしている職員(以下「<u>育児休業中の職員</u>」という。)のうち、基準日以前6箇月間(以下「<u>支給期間</u>」という。)において勤務した期間がある職員以外の職員</p> <p>(8)~(11) 省略</p> <p><u>(12) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員(以下「自己啓発等休業中の職員」という。)</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p>	<p>(支給対象外職員)</p> <p>第2条 条例第30条第1項前段の教育委員会規則で定める職員(同条第5項において準用する条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。)は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定に<u>より</u>育児休業をしている職員(以下「<u>育児休業中の職員</u>」という。)のうち、基準日以前6箇月間(以下「<u>支給期間</u>」という。)において勤務した期間がある職員以外の職員</p> <p>(8)~(11) 省略</p> <p><u>(12) 省略</u></p>
<p>2 条例第30条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 退職し、又は死亡した日において前項第2号から<u>第13号</u>までの規定のいずれかに該当した職員</p> <p>(2)~(6) 省略</p> <p>(基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間)</p> <p>第3条 前条第1項第7号の勤務した期間は、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>(8) <u>自己啓発等休業中の職員</u>として在職した期間</p>	<p>2 条例第30条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 退職し、又は死亡した日において前項第2号から<u>第12号</u>までの規定のいずれかに該当した職員</p> <p>(2)~(6) 省略</p> <p>(基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間)</p> <p>第3条 前条第1項第7号の勤務した期間は、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>(8) <u>法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員(以下「自己啓発等休業中の職員」という。)</u>として在職し</p>

改正後	改正前
<p>(9) 省略 (支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 100分の102.5(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、100分の122.5)</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の50(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、100分の60)</p> <p>2・3 省略 (欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第10号及び第11号に掲げる期間にあっては3分の2日とし、第15号に掲げる期間にあっては2日とする。)として換算した日数(1日(第10号及び第11号に掲げる期間にあっては、3分の2日)未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数)を合計した日数とする。</p>	<p>た期間</p> <p>(9) 省略 (支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員 100分の102.5(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、100分の122.5)</p> <p>(2) 再任用職員 100分の50(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、100分の60)</p> <p>2・3 省略 (欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第10号に掲げる期間にあっては3分の2日とし、第14号に掲げる期間にあっては2日とする。)として換算した日数(1日(第10号に掲げる期間にあっては、3分の2日)未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数)を合計した日数とする。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間</p> <p><u>ア その育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第20号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業</u></p> <p><u>イ その育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業</u></p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>(10) 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をしている職員として在職した期間</p> <p><u>(11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をしている職員として在職した期間</u></p> <p><u>(12)～(18) 省略</u></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。</p>	<p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 育児休業中の職員として在職した期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である場合を除く。）</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>(10) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業をしている職員として在職した期間</p> <p><u>(11)～(17) 省略</u></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）</u>として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。</p>

改正後	改正前
<p>5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、<u>法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間</u>、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇若しくは勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。</p> <p>6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇により勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあつては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>として在職した期間にあつては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定に</p>	<p>5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇若しくは勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。</p> <p>6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇により勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあつては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、<u>再任用短時間勤務職員</u>として在職した期間にあつては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定</p>

改正後	改正前
<p>より定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に係る算出率」という。)で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。</p>	<p>められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>に係る算出率」という。)で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。</p>
<p>7 第5項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間(育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。</p> <p>(減額率)</p>	<p>7 第5項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間(育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、<u>再任用短時間勤務職員</u>として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を<u>再任用短時間勤務職員</u>に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。</p> <p>(減額率)</p>
<p>第6条 勤務期間において次に掲げる事由(以下「減額事由」という。)がある者に対する第4条第1項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「成績率を乗じて得た割合」とあるのは、「成績率を乗じて得た割合に100分の100から別表第2に掲げる当該減額事由に応じそれぞれの割合(以下「減額率」という。)を減じて得たものをそれぞれ乗じて得た割合」とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>第6条 勤務期間において次に掲げる事由(以下「減額事由」という。)がある者に対する第4条第1項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「成績率を乗じて得た割合」とあるのは、「成績率を乗じて得た割合に100分の100から別表第2に掲げる当該減額事由に応じそれぞれの割合(以下「減額率」という。)を減じて得たものをそれぞれ乗じて得た割合」とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>
<p>2 前項第1号の私事欠勤等の取扱いを受けた期間は、日(育児短時間勤務職員等として在職した期間にあつては当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率</p>	<p>2 前項第1号の私事欠勤等の取扱いを受けた期間は、日(育児短時間勤務職員等として在職した期間にあつては当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率</p>

改正後	改正前
<p>で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>として在職した期間にあっては当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とする。)を単位として計算する。この場合において、1日の正規の勤務時間の一部について私事欠勤等の取扱いを受けたことがあるときは、当該私事欠勤等の取扱いを受けたことを教育委員会が別に定めるところにより日に換算する。</p> <p>3 省略</p> <p><u>附 則 (令和 年 月 日世教委規則第 号)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第6号の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>暫定再任用常時勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。) 附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。) は、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 (以下「改正後の規則」という。) 第4条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員 (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) とみなして、改正後の規則第4条第1項の規定を適用する。</u></p> <p>3 <u>暫定再任用短時間勤務職員 (令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。) は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第5条第4項、第6項及び第7項並びに第6条第2項の規定を適用する。</u></p>	<p>で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とし、<u>再任用短時間勤務職員</u>として在職した期間にあっては当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を<u>再任用短時間勤務職員</u>に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とする。)を単位として計算する。この場合において、1日の正規の勤務時間の一部について私事欠勤等の取扱いを受けたことがあるときは、当該私事欠勤等の取扱いを受けたことを教育委員会が別に定めるところにより日に換算する。</p> <p>3 省略</p>